別記（第２条関係）

第１　支給対象

１　子育て世帯等臨時特別支援事業（支援給付金）は、次のア又はイに掲げる者、かつ、一括給付金の受給者の配偶者であった者のうち離婚等をした者その他これらに準ずる者に、別途、先行給付金及び追加給付金又はクーポンを一括した形での給付金（支援給付金）を支給する。ただし、当該受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び第2の対象児童のために当該受給者が当該給付に相当する額の金銭等を費消していた場合を除く。

ア　令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが令和4年3月分の児童手当の受給者（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者）になった者

イ　令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時）において高校生等を養育している者（所得額が児童手当法施行令第１条に規定する額未満の者に限る。）

２　1の規定にかかわらず、支援給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して支援給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 受給者等が死亡した場合（この2の規定により支援給付金を支給される者が、当該者に対して支援給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。） | 左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生等を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者 |
| 1. 支援給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者と生計を別にしている当該受給者の配偶者（現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第７条第１項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者に対して支援給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合 | 左欄に掲げる当該者の配偶者 |

第２　対象児童

第1に規定する者（以下「支給対象者」という。）に支給される支援給付金の対象児童（支援給付金の支給の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、次のア、イに掲げる者その他これらに準ずる者とする。

ア　支給対象者に支給される令和4年3月分の児童手当に係る児童（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者に係る児童）

イ　令和4年2月28日時点（2月28日までに申請があった場合は申請時）において支給対象者に養育される高校生等